

訪問入浴介護サービス重要事項説明書

この訪問入浴介護サービス重要事項説明書は、ご利用者が訪問入浴介護サービスを受けられるに際し、ご利用者やそのご家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。この重要事項説明は、次の条例に定める規定に基づいています。

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 28 年 3 月 24 日条例第 39 号）

1. 事業所の概要

事業所名	パナソニック エイジフリーケアセンター川崎ちとせ・訪問入浴
介護保険指定 事業者番号	1475303697
所在地 連絡先	神奈川県川崎市高津区千年 768 番地 TEL：044-799-3685 FAX：044-799-0332
他の業務	介護予防訪問入浴介護サービス
窓口の 営業日	月曜日から土曜日（12 月 30 日～1 月 3 日を除く）
窓口の 営業時間	8 時 30 分から 17 時 30 分
サービス提供日	月曜日から土曜日（12 月 30 日～1 月 3 日を除く）
サービス 提供時間	9 時から 17 時
通常の事業の 実施地域	高津区、中原区、宮前区

2. 職員の配置状況と職務内容（ご契約時点）

職種	人員数	職務内容
管理者	1 名	従事者の管理及び業務指示
サービス従事者 (看護職)	1 名以上	訪問入浴介護 サービスの提供
サービス従事者 (介護職)	2 名以上	

3. 事業者（法人）の概要

法人名	パナソニック エイジフリー株式会社
所在地 連絡先	大阪府門真市大字門真 1048 番地 TEL 06-6900-9831 FAX 06-6900-9832
代表者	代表取締役 坂口 哲也
設立年月日	1998 年 6 月 19 日
法人の行う 他の業務	介護予防訪問入浴介護、居宅介護支援、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護、総合事業訪問型サービス、通所介護、地域密着型通所介護、総合事業通所型サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護を含む介護付有料老人ホームの運営、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、サービス付き高齢者向け住宅の運営、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売、住宅改修、地域包括支援センター

4. 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護を提供する事を目的とします。
運営方針	①従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう入浴介護を行うことによって、ご利用者身体の清潔保持を図るものとします。 ②事業の実施にあたっては、必要な時に必要な訪問入浴介護サービスの提供ができるよう努め、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。 ③関係法規、自治体条例に定める内容を順守し、事業を実施いたします。

5. サービスの内容及び利用料金

次に掲げるもののうち必要とされるサービスを行います。

入浴サービス	ご利用者の居宅において、専用の浴槽を持ち込んで全身浴を介助します。
清拭又は部分浴	全身浴が困難な場合に、心身の状態に合わせ、清拭又は部分浴へ変更してサービス提供いたします。

加算サービス	初回加算	新規ご利用者の居宅を訪問し、サービス利用に関する調整を行った上で、初回の訪問入浴介護を行った場合に算定します。
	看取り連携加算	看取り期のご利用者へのサービス提供について、その対応や医師・訪問看護師等との多職種連携体制を整備している場合の加算です。
	認知症専門ケア加算	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症のご利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

事業所加算	サービス提供体制強化加算	厚生労働省が定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市区町村に届け出た訪問入浴介護事業所が、ご利用者に対し訪問入浴介護を行った場合に算定します。 前年度の基準適合結果により毎年4月に変更がございます。
	介護職員等処遇改善加算	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められている加算です。（2024年6月移行、同年5月までの介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を統合する名称です）

6．サービスの内容及び利用料金
別紙、参照ください。

7．キャンセル
別紙、参照ください。

8．通常のサービス実施地域を超えた場合の交通費
別紙、参照ください。

9．複写料
別紙、参照ください。

10．利用料金のお支払方法
前記の料金は、翌月27日（27日が金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

- 11．契約の解約
- (1) ご利用者の都合で契約を解約する場合
ご利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知することにより、契約を解約する事ができます。但し、契約を継続する事が出来ない特別な事情が生じた場合には、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。
 - (2) 事業者の都合で契約を解約する場合

- ① 事業者は、やむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して契約終了日の7日前までに理由を示した文書で通知する事により契約を解約することができます。
- ② ご利用者が正当な理由無く、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、事業者が1ヶ月以上の期間を定めて催告したにもかかわらず支払いがない場合、直ちにこの契約を解約することができます。
- ③ ご利用者自身が他のご利用者や従事者に対して暴言・暴力などの威嚇、セクシュアルハラスメント行為などを行うことにより、事業者のサービス提供に支障をきたす場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約させて頂くことができます。
- ④ ご利用者が正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合、又はご利用者が事業者や当該事業所の従事者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約させて頂く場合がございます。
- ⑤ サービス提供が困難であり、この契約の継続が難しいと合理的に認められる事由が存在する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約させて頂く場合がございます。

(3) 自動契約終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① ご利用者が介護保険施設や医療機関に入所又は入院されるなど、3ヵ月以上にわたって訪問入浴介護サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
但し、一時的な入所又は入院である事を事前に確認した場合を除きます。
- ② 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合。
- ③ ご利用者がお亡くなりになられた場合。
- ④ 天災など不可抗力により事業者がサービスの実施が継続できなくなった場合。

(4) その他

以下の場合、ご利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業所が正当な理由なく訪問入浴介護サービスを提供しない場合。
- ② 事業所がご利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ③ 事業所が秘密保持義務に反した場合。
- ④ 事業所が破産した場合。

12. ご利用者の人権擁護

事業者はご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を行います。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従事者に虐待の防止を啓発・普及するための研修を入社時及び定期的に行い、研修を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (4) 従事者がサービスを実施するにあたっての悩みや苦勞等を相談できる体制を整えるほか、従事者がご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

- (5) 事業所は、サービスの提供中に当該従事者又は養護者（ご利用者のご家族等ご利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに関係市区町村へ通報を行います。
- (6) 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守するとともに、以下の対策を講じます。
 - ① 虐待防止に関する責任者を管理者が担います。
 - ② 成年後見制度の利用を支援します。
 - ③ 苦情解決体制を整備しています。
 - ④ サービス従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

13. 身体拘束の禁止

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を行います。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従事者に身体拘束適正化を啓発・普及するための研修を入社時及び定期的に行い、研修を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (4) 身体拘束等適正対策責任者を管理者が担います。

14. 緊急時の対応

訪問入浴介護サービス提供中にご利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、ご家族等の関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

緊急連絡先に変更が生じた場合は、事業所へご連絡ください。

15. 事故発生時の対応

訪問入浴介護サービス提供中に事故が発生した時は、速やかにご家族等、支援事業者、市区町村等の関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- (1) 事業者の責に帰すべき事由によりご利用者が損害を被った場合は、ご利用者が直接かつ現実に被った直接損害を賠償します。
- (2) サービス時に使用させて頂く家財・設備は、細心の注意を払い使用させて頂きます。
経年劣化による破損が予測される場合は、出来る限り事前にお伝えさせて頂きますが、外観からでは経年劣化を予測できない場合もございますことを、予めご了承ください。
事業者の責に記すべからざる事由により生じた家財・設備等の破損については、事業者は賠償の責を負わないものといたします。
- (3) 事業者は、損害賠償保険に加入しています。

16. 事業継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行うものとしします。
- (2) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. サービス提供における留意事項

- (1) 訪問入浴介護サービスの提供に際し、介護保険被保険者証を基に、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認いたします。介護保険被保険者証に記載されている内容に変更が生じた場合は、事業所へ速やかにご連絡ください。
- (2) 訪問入浴介護サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (3) 訪問入浴介護サービスの提供にあたっては、訪問入浴車両にて巡回しサービスを行うため、交通事情等により訪問予定時刻が多少前後する場合がございますことを、ご了承ください。
- (4) 事業者は、ご利用者又はそのご家族からの介護保険法に基づいたサービス報酬以外の金品等（茶菓提供を含む）の授受について、固くお断りしております。
- (5) 入院等によりサービスの実施が一時中断した場合、ご利用の再開が決定した時点で改めてご利用日程を調整させていただきます。
- (6) 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存します。

18. 衛生管理等

事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。
- ④ 感染症の予防及びまん延の防止のための担当者を設置します。

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

(重要事項ご説明時点)

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	—
実施評価機関の名称	—
評価結果の開示	—

20. 相談・苦情の窓口

相談又は苦情があった場合は、利用の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

事業所の相談担当者は、把握した状況を管理者と共に検討を行い、対応を決定します。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

窓口	所在地・連絡先
【事業所の窓口】 パナソニック エイジフリーケアセンター 川崎ちとせ・訪問入浴 管理者：中居 一樹 相談担当者：中居 一樹	所在地 神奈川県川崎市高津区千年 768 番地 TEL：044-799-3685 FAX：044-799-0332
パナソニック エイジフリー株式会社 (お問い合わせ総合) 【受付】 午前 9 時-午後 6 時	電話でのお問い合わせ TEL：0120-874-872
【市区町村の窓口】 川崎市健康福祉局 長寿社会部 介護保険課 高津区役所 高齢・障害課 中原区役所 高齢・障害課 宮前区役所 高齢・障害課	所在地 川崎区宮本町 1 TEL 044-200-2678 FAX 044-200-3926 高津区下作延 2-8-1 TEL 044-861-3255 中原区小杉町 3-245 TEL 044-744-3217 宮前区宮前平 2-20-5 TEL 044-856-3242
【公共団体の窓口】 神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	所在地 横浜市西区楠町 27-1 TEL 045-329-3447

21. 個人情報の取扱い

事業者は、ご利用者及びそのご家族の個人情報および要配慮個人情報については、次に記載するところの範囲内で使用します。

(1) 取得する個人情報および要配慮個人情報

業務上必要な範囲内で、サービス提供を通じて、または、その他の方法によりご利用者から直接、または、サービスの利用等に関連してご利用者本人以外の第三者から、氏名、住所、生年月日、介護保険被保険者証、性別、身体状況、住環境、家族構成、病歴、服薬、趣味嗜好、生活史等の個人情報および要配慮個人情報を取得します。

個人情報とは

以下のように、特定の個人を識別することができる情報、他の情報との照合により特定の個人を識別することができる情報および個人識別符号を含む情報をいいます。

- ・氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、顔画像、介護保険被保険者証の番号、その他の属性等の情報

要配慮個人情報とは

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障がい等の心身の障がい、医師等による健康診断等の結果、医師等による指導又は診療もしくは調剤が行われたこと、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮をようするものとして個人情報保護法第2条第3項の政令で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。

なお、書面または口頭等により、ご利用者本人から直接要配慮個人情報を取得する場合は、その提供をもって、本人の同意を得たものとします。

(2) 個人情報の利用目的

- ① ご利用者へ、パナソニック エイジフリー株式会社（以下、事業者）が提供する各種介護サービス（介護用品レンタル、介護用品販売、介護リフォーム、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問入浴介護、訪問介護、訪問看護、定期巡回、居宅介護支援）、施設での介護（介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）と、その他のこれらに付帯・関連するサービス・商品販売・住宅改修工事（以下、総称して「介護サービス等」といいます）の提供を行うため
- ② 介護保険事務、管理、請求を適切に行うため
- ③ 介護サービス等を行うための通常業務として必要な範囲において、ご家族等へ心身の状況の説明を行うため
- ④ ご利用者に関わる居宅介護支援事業者等や介護サービスや医療サービスを提供する他の事業者や医療機関との連携を図る（サービス担当者会議や照会への回答等）ため
- ⑤ 損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出のため
- ⑥ 法令・行政上の業務への対応のため
- ⑦ 取得した年齢、性別、身体状況、住環境、地域、家族構成、病歴、服薬、趣味嗜好、サービス提供履歴や購買履歴等の情報を分析して、介護サービス等や業務の維持、改善、新たなサービス、商品の研究・開発、事業化の検討するため

(3) 業務委託について

事業者は、利用目的の達成に必要な範囲において、業務の一部を外部に委託します。委託先に対しては、契約等にて個人情報に関する監督を事業者が行います。

(4) 個人情報の第三者提供

事業者は、ご利用者およびご家族の個人情報を第三者に提供しません。ただし、本人の同意がある場合、または以下に示す法令に基づく場合、人の生命・身体・財産などの保護のためには第三者提供します。

- ① 介護サービス等を行うための通常業務として必要な範囲において、ご家族等へ心身の状況の説明を行う場合
ただし、ご利用者本人から申し出があった場合はこの限りではありません
- ② ご利用者に関わる居宅介護支援事業者等や介護サービスや医療サービスを提供する他の事業者や医療機関との連携を図る（サービス担当者会議や照会への回答等）場合
- ③ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合
- ④ 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、ご利用者の同意を取ることが困難である場合
- ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合に、ご利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑥ 事業者が加入する損害賠償保険の保険会社へ情報提供をおこなう場合
- ⑦ その他法令に基づく場合
- ⑧ 合併その他の理由による事業の承継に伴い、個人情報を提供する場合

(5) 外国にある第三者への個人情報の提供

事業者は、外国にある第三者に個人情報を提供する場合には、移転先国と移転の方法に応じて、法令の定めに従い、ご利用者に参考となるべき情報を提供します。

(6) 個人情報の共同利用

事業者は、利用目的の達成に必要な範囲において、パナソニックグループ関係会社（事業者が直接または間接に議決権の過半数を保有する者、直接または間接に事業者の議決権の過半数を保有する者、および直接または間接に事業者の議決権の過半数を保有する者により直接または間接に議決権の過半数を保有されている者）と個人情報を共同で利用する場合があります。

個人情報の管理責任者は、本同意書記載の個人情報取扱事業者の代表者となります。

(7) 仮名(かめい)加工(かこう)情報(じょうほう)の取り扱い

事業者は、仮名加工情報（個人情報であるものに限り、以下この条において同じ。）を取り扱うことがあります。この場合、事業者は、法令の定めおよび次項の規定に従って仮名加工情報を取り扱います。

- ① 事業者は、法令に基づく場合を除き、仮名加工情報を次のとおり取り扱います。
 - 1) 利用目的の達成に必要な範囲において仮名加工情報である個人情報を利用します。
 - 2) 仮名加工情報である個人情報を第三者に提供しません。

(8) 安全管理のために講じた措置

事業者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下、「漏えい等」）を防止するため、個人情報保護方針を策定したうえで下記の措置を講じています。

- ① 個人情報保護の責任者を設置し、個人情報保護の体制を整備しています。

- ② 個人情報の取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取り扱い方法、責任者の役割等について個人情報の取り扱いルールを策定するとともに、定期的な内部監査等により管理状況の確認を実施しています。
- ③ 個人情報の取り扱いの留意事項等について、従業員に定期的な教育・研修を実施しています。
- ④ 個人情報を取り扱うゾーンの入退出管理などの物理的対策を講じることにより、個人情報への不正なアクセスや持ち出し等を防止するための措置を講じています。
- ⑤ 情報に応じて、アクセス制限、アクセス証跡の取得、データの暗号化等の措置を実施するとともに、情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアなどから保護する仕組みを導入しています。
- ⑥ 個人情報を外国に保管している場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。
- ⑦ 万一当社の取り扱う個人情報について漏えい等の事態が生じたときは、法令の定めに従い、個人情報保護委員会への報告やご利用者本人への通知等の適切な対応をとります。

(9) 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め情報提供の際にはサービス従事者等の関係者以外には漏えいすることのないようおよび関係者にも細心の注意を払わせるものとします。

またサービス事業従事者が退職した場合においても同様に情報は漏えいしないものとします。

(10) ご利用者本人およびそのご家族の権利

事業者の管理する全ての個人情報については、ご利用者本人およびそのご家族による開示請求・訂正・削除・利用停止等を求めることが可能です。

個人情報保護相談窓口までご相談ください。

個人情報取扱事業者

(会社名) パナソニック エイジフリー株式会社

(住 所) 大阪府門真市大字門真1048番地

(代表者) 代表取締役 坂口 哲也

個人情報保護管理者

情報セキュリティ事務局 責任者

個人情報相談窓口

(担当部門) 情報セキュリティ事務局

(住所) 大阪府門真市大字門真1048番地

(電話番号) 06-6906-1187

お電話でのお問い合わせの受付時間は、平日9時～17時30分です。

(土日、祝祭日、年末年始、夏季休暇、GW期間は除きます。)

上記訪問入浴介護サービスについて、関係省令および自治体条例に基づき、重要な事項を説明いたしました。

22. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

事業者	所在地	大阪府門真市大字門真 1048 番地	
	法人名	パナソニック エイジフリー株式会社	
	代表者名	代表取締役 坂口 哲也	
事業所名		パナソニック エイジフリーケアセンター川崎ちとせ・訪問入浴	
所長			
説明者名		印	

上記の事業者から訪問入浴介護サービスについての重要事項の内容の説明を受け同意し、本書面を受領いたしました。

ご利用者 自署もしくは代筆の場合 は記名押印ください	住所		
	氏名	印	
上記代理人 該当する欄に○を付けてください	住所		
	氏名	印	
[]代筆者	氏名	続柄 ()	
[]後見人			
[]立会人			

ご家族の 個人情報 使用同意 自署もしくは代筆 の場合は記名押印 ください	住所		
	ご家族の 代表者氏名	印	
	ご同意される ご家族の氏名	続柄 ()	
		続柄 ()	
		続柄 ()	
		続柄 ()	

他のご家族へのご連絡は、ご家族代表者からお願い致します。
※本書は2部ずつ作成し、双方で1部ずつ保管するものとします。

介護予防訪問入浴介護サービス重要事項説明書

この介護予防訪問入浴介護サービス重要事項説明書は、ご利用者が介護予防訪問入浴介護サービスを受けられるに際し、ご利用者やそのご家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。この重要事項説明は、次の条例に定める規定に基づいています。

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 28 年 3 月 24 日条例第 41 号）

1. 事業所の概要

事業所名	パナソニック エイジフリーケアセンター川崎ちとせ・訪問入浴
介護保険指定 事業者番号	1475303697
所在地 連絡先	神奈川県川崎市高津区千年 768 番地 TEL：044-799-3685 FAX：
他の業務	訪問入浴介護サービス
窓口の 営業日	月曜日から土曜日（12月30日～1月3日を除く）
窓口の 営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
サービス提供日	月曜日から土曜日（12月30日～1月3日を除く）
サービス 提供時間	午前 9 時から午後 5 時
通常の事業の 実施地域	高津区、中原区、宮前区

2. 職員の配置状況と職務内容（ご契約時点）

職種	人員数	職務内容
管理者	1 名	従事者の管理及び業務指示
サービス従事者 (看護職)	1 名以上	介護予防訪問入浴介護 サービスの提供
サービス従事者 (介護職)	2 名以上	

3. 事業者（法人）の概要

法人名	パナソニック エイジフリー株式会社
所在地 連絡先	大阪府門真市大字門真 1048 番地 TEL 06-6900-9831 FAX 06-6900-9832
代表者	代表取締役 坂口 哲也
設立年月日	1998 年 6 月 19 日
法人の行う 他の業務	訪問入浴介護、居宅介護支援、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護、総合事業訪問型サービス、通所介護、地域密着型通所介護、総合事業通所型サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護を含む介護付有料老人ホームの運営、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、サービス付き高齢者向け住宅の運営、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売、住宅改修、地域包括支援センター

4. 事業の目的および運営方針

事業の目的	要支援状態にある高齢者に対し、安心かつ快適な介護予防入浴介護が提供でき、又身体上の清潔保持を維持するよう、生活の質向上の為の適正な指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とします。
運営方針	①従事者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう介護予防入浴介護を行うことによって、ご利用者の身体の清潔保持を図るものとします。 ②事業の実施にあたっては、必要な時に必要な介護予防訪問入浴介護の提供ができるよう努め、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。 ③関係法規、自治体条例に定める内容を順守し、事業を実施いたします。

5. サービスの内容及び利用料金

次に掲げるもののうち必要とされるサービスを行います。

入浴サービス	ご利用者の居宅において、専用の浴槽を持ち込んで全身浴を介助します。
清拭又は部分浴	全身浴が困難な場合に、心身の状態に合わせ、清拭又は部分浴へ変更してサービス提供いたします。

加算 サービス	初回加算	新規ご利用者の居宅を訪問し、サービス利用に関する調整を行った上で、初回の介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定します。
	看取り 連携加算	看取り期のご利用者へのサービス提供について、その対応や医師・訪問看護師等との多職種連携体制を整備している場合の加算です。
	認知症 専門ケア 加算	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症のご利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

事業所 加算	サービス 提供体制 強化加算	厚生労働省が定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市区町村に届け出た介護予防訪問入浴介護事業所が、ご利用者に対し介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定します。 前年度の基準適合結果により毎年4月に変更がございます。
	介護職員 等処遇 改善加算	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められている加算です。（2024年6月移行、同年5月までの介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を統合する名称です）

6. サービスの内容及び利用料金

別紙、参照ください。

7. キャンセル

別紙、参照ください。

8. 通常のサービス実施地域を超えた場合の交通費

別紙、参照ください。

9. 複写料

別紙、参照ください。

10. 利用料金のお支払方法

前記の料金は、翌月27日（27日が金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

11. 契約の解約

(1) ご利用者の都合で契約を解約する場合

ご利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知することにより、契約を解約する事ができます。但し、契約を継続する事が出来ない特別な事情が生じた場合には、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

(2) 事業者の都合で契約を解約する場合

- ① 事業者は、やむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して契約終了日の7日前までに理由を示した文書で通知する事により契約を解約することができます。
- ② ご利用者が正当な理由無く、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、事業者が1ヶ月以上の期間を定めて催告したにもかかわらず支払いがない場合、直ちにこの契約を解約することができます。
- ③ ご利用者自身が他のご利用者や従事者に対して暴言・暴力などの威嚇、セクシュアルハラスメント行為などを行うことにより、事業者のサービス提供に支障をきたす場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約させて頂くことができます。
- ④ ご利用者が正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合、又はご利用者が事業者や当該事業所の従事者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約させて頂く場合がございます。
- ⑤ サービス提供が困難であり、この契約の継続が難しいと合理的に認められる事由が存在する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約させて頂く場合がございます。

(3) 自動契約終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① ご利用者が介護保険施設や医療機関に入所又は入院されるなど、3ヵ月以上にわたって介護予防訪問入浴介護サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
但し、一時的な入所又は入院である事を事前に確認した場合を除きます。
- ② 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要介護と認定された場合。
- ③ ご利用者がお亡くなりになられた場合。
- ④ 天災など不可抗力により事業者がサービスの実施が継続できなくなった場合。

(4) その他

以下の場合、ご利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業所が正当な理由なく介護予防訪問入浴介護サービスを提供しない場合。
- ② 事業所がご利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ③ 事業所が秘密保持義務に反した場合。
- ④ 事業所が破産した場合。

12. ご利用者の人権擁護

事業者はご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を行います。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従事者に虐待の防止を啓発・普及するための研修を入社時及び定期的に行い、研修を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (4) 従事者がサービスを実施するにあたっての悩みや苦勞等を相談できる体制を整えるほか、従事者がご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

- (5) 事業所は、サービスの提供中に当該従事者又は養護者（ご利用者のご家族等ご利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに関係市区町村へ通報を行います。
- (6) 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守するとともに、以下の対策を講じます。
 - ① 虐待防止に関する責任者を管理者が担います。
 - ② 成年後見制度の利用を支援します。
 - ③ 苦情解決体制を整備しています。
 - ④ サービス従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

13. 身体拘束の禁止

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を行います。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従事者に身体拘束適正化を啓発・普及するための研修を入社時及び定期的に行い、研修を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (4) 身体拘束等適正対策責任者を管理者が担います。

14. 緊急時の対応

介護予防訪問入浴介護サービス提供中にご利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、ご家族等の関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

緊急連絡先に変更が生じた場合は、事業所へご連絡ください。

15. 事故発生時の対応

介護予防訪問入浴介護サービス提供中に事故が発生した時は、速やかにご家族等、支援事業者、市区町村等の関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- (1) 事業者の責に帰すべき事由によりご利用者が損害を被った場合は、ご利用者が直接かつ現実に被った直接損害を賠償します。
- (2) サービス時に使用させて頂く家財・設備は、細心の注意を払い使用させて頂きます。
経年劣化による破損が予測される場合は、出来る限り事前にお伝えさせて頂きますが、外観からでは経年劣化を予測できない場合もございますことを、予めご了承ください。
事業者の責に記すべからざる事由により生じた家財・設備等の破損については、事業者は賠償の責を負わないものといたします。
- (3) 事業者は、損害賠償保険に加入しています。

16. 事業継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する介護予防訪問入浴介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行うものとしします。
- (2) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. サービス提供における留意事項

- (1) 介護予防訪問入浴介護サービスの提供に際し、介護保険被保険者証を基に、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認いたします。介護保険被保険者証に記載されている内容に変更が生じた場合は、事業所へ速やかにご連絡ください。
- (2) 介護予防訪問入浴介護サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (3) 介護予防訪問入浴介護サービスの提供にあたっては、訪問入浴車両にて巡回しサービスを行うため、交通事情等により訪問予定時刻が多少前後する場合がございますことを、ご了承ください。
- (4) 事業者は、ご利用者又はそのご家族からの介護保険法に基づいたサービス報酬以外の金品等（茶菓提供を含む）の授受について、固くお断りしております。
- (5) 入院等によりサービスの実施が一時中断した場合、ご利用の再開が決定した時点で改めてご利用日程を調整させていただきます。
- (6) 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存します。

18. 衛生管理等

事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。
- ④ 感染症の予防及びまん延の防止のための担当者を設置します。

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

(重要事項ご説明時点)

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	—
実施評価機関の名称	—
評価結果の開示	—

20. 相談・苦情の窓口

相談又は苦情があった場合は、利用の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

事業所の相談担当者は、把握した状況を管理者と共に検討を行い、対応を決定します。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

窓口	所在地・連絡先
【事業所の窓口】 パナソニック エイジフリーケアセンター 川崎ちとせ・訪問入浴 管理者：中居 一樹 相談担当者：	所在地 神奈川県川崎市高津区千年 768 番地 TEL：044-799-3685 FAX：044-799-0332
パナソニック エイジフリー株式会社 (お問い合わせ総合) 【受付】 午前 9 時-午後 6 時	電話でのお問い合わせ TEL：0120-874-872
【市区町村の窓口】 川崎市健康福祉局 長寿社会部 介護保険課 高津区役所 高齢・障害課 中原区役所 高齢・障害課 宮前区役所 高齢・障害課	所在地 川崎区宮本町 1 TEL 044-200-2678 FAX 044-200-3926 高津区下作延 2-8-1 TEL 044-861-3255 中原区小杉町 3-245 TEL 044-744-3217 宮前区宮前平 2-20-5 TEL 044-856-3242
【公共団体の窓口】 神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	所在地 横浜市西区楠町 27-1 TEL 045-329-3447

21. 個人情報の取扱い

事業者は、ご利用者及びそのご家族の個人情報および要配慮個人情報については、次に記載するところの範囲内で使用します。

(1) 取得する個人情報および要配慮個人情報

業務上必要な範囲内で、サービス提供を通じて、または、その他の方法によりご利用者から直接、または、サービスの利用等に関連してご利用者本人以外の第三者から、氏名、住所、生年月日、介護保険被保険者証、性別、身体状況、住環境、家族構成、病歴、服薬、趣味嗜好、生活史等の個人情報および要配慮個人情報を取得します。

個人情報とは

以下のように、特定の個人を識別することができる情報、他の情報との照合により特定の個人を識別することができる情報および個人識別符号を含む情報をいいます。

- ・氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、顔画像、介護保険被保険者証の番号、その他の属性等の情報

要配慮個人情報とは

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障がい等の心身の障がい、医師等による健康診断等の結果、医師等による指導又は診療もしくは調剤が行われたこと、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮をようするものとして個人情報保護法第2条第3項の政令で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。

なお、書面または口頭等により、ご利用者本人から直接要配慮個人情報を取得する場合は、その提供をもって、本人の同意を得たものとします。

(2) 個人情報の利用目的

- ① ご利用者へ、パナソニック エイジフリー株式会社（以下、事業者）が提供する各種介護サービス（介護用品レンタル、介護用品販売、介護リフォーム、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問入浴介護、訪問介護、訪問看護、定期巡回、居宅介護支援）、施設での介護（介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）と、その他のこれらに付帯・関連するサービス・商品販売・住宅改修工事（以下、総称して「介護サービス等」といいます）の提供を行うため
- ② 介護保険事務、管理、請求を適切に行うため
- ③ 介護サービス等を行うための通常業務として必要な範囲において、ご家族等へ心身の状況の説明を行うため
- ④ ご利用者に関わる居宅介護支援事業者等や介護サービスや医療サービスを提供する他の事業者や医療機関との連携を図る（サービス担当者会議や照会への回答等）ため
- ⑤ 損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出のため
- ⑥ 法令・行政上の業務への対応のため
- ⑦ 取得した年齢、性別、身体状況、住環境、地域、家族構成、病歴、服薬、趣味嗜好、サービス提供履歴や購買履歴等の情報を分析して、介護サービス等や業務の維持、改善、新たなサービス、商品の研究・開発、事業化の検討するため

(3) 業務委託について

事業者は、利用目的の達成に必要な範囲において、業務の一部を外部に委託します。委託先に対しては、契約等にて個人情報に関する監督を事業者が行います。

(4) 個人情報の第三者提供

事業者は、ご利用者およびご家族の個人情報を第三者に提供しません。ただし、本人の同意がある場合、または以下に示す法令に基づく場合、人の生命・身体・財産などの保護のためには第三者提供します。

- ① 介護サービス等を行うための通常業務として必要な範囲において、ご家族等へ心身の状況の説明を行う場合
ただし、ご利用者本人から申し出があった場合はこの限りではありません
- ② ご利用者に関わる居宅介護支援事業者等や介護サービスや医療サービスを提供する他の事業者や医療機関との連携を図る（サービス担当者会議や照会への回答等）場合
- ③ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合
- ④ 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、ご利用者の同意を取ることが困難である場合
- ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合に、ご利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑥ 事業者が加入する損害賠償保険の保険会社へ情報提供をおこなう場合
- ⑦ その他法令に基づく場合
- ⑧ 合併その他の理由による事業の承継に伴い、個人情報を提供する場合

(5) 外国にある第三者への個人情報の提供

事業者は、外国にある第三者に個人情報を提供する場合には、移転先国と移転の方法に応じて、法令の定めに従い、ご利用者に参考となるべき情報を提供します。

(6) 個人情報の共同利用

事業者は、利用目的の達成に必要な範囲において、パナソニックグループ関係会社（事業者が直接または間接に議決権の過半数を保有する者、直接または間接に事業者の議決権の過半数を保有する者、および直接または間接に事業者の議決権の過半数を保有する者により直接または間接に議決権の過半数を保有されている者）と個人情報を共同で利用する場合があります。

個人情報の管理責任者は、本同意書記載の個人情報取扱事業者の代表者となります。

(7) 仮名(かめい)加工(かこう)情報(じょうほう)の取り扱い

- ① 事業者は、仮名加工情報（個人情報であるものに限ります。以下この条において同じ。）を取り扱うことがあります。この場合、事業者は、法令の定めおよび次項の規定に従って仮名加工情報を取り扱います。
- ② 事業者は、法令に基づく場合を除き、仮名加工情報を次のとおり取り扱います。
 - 1) 利用目的の達成に必要な範囲において仮名加工情報である個人情報を利用します。
 - 2) 仮名加工情報である個人情報を第三者に提供しません。

(8) 安全管理のために講じた措置

事業者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下、「漏えい等」）を防止するため、個人情報保護方針を策定したうえで下記の措置を講じています。

- ① 個人情報保護の責任者を設置し、個人情報保護の体制を整備しています。

- ② 個人情報の取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取り扱い方法、責任者の役割等について個人情報の取り扱いルールを策定するとともに、定期的な内部監査等により管理状況の確認を実施しています。
 - ③ 個人情報の取り扱いの留意事項等について、従業員に定期的な教育・研修を実施しています。
 - ④ 個人情報を取り扱うゾーンの入退出管理などの物理的対策を講じることにより、個人情報への不正なアクセスや持ち出し等を防止するための措置を講じています。
 - ⑤ 情報に応じて、アクセス制限、アクセス証跡の取得、データの暗号化等の措置を実施するとともに、情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアなどから保護する仕組みを導入しています。
 - ⑥ 個人情報を外国に保管している場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。
 - ⑦ 万一当社の取り扱う個人情報について漏えい等の事態が生じたときは、法令の定めに従い、個人情報保護委員会への報告やご利用者本人への通知等の適切な対応をとります。
- (9) 使用にあたっての条件
- 個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め情報提供の際にはサービス従事者等の関係者以外には漏えいすることのないようおよび関係者にも細心の注意を払わせるものとします。
- またサービス事業従事者が退職した場合においても同様に情報は漏えいしないものとします。
- (10) ご利用者本人およびそのご家族の権利
- 事業者の管理する全ての個人情報については、ご利用者本人およびそのご家族による開示請求・訂正・削除・利用停止等を求めることが可能です。
- 個人情報保護相談窓口までご相談ください。

個人情報取扱事業者

(会社名) パナソニック エイジフリー株式会社
(住 所) 大阪府門真市大字門真1048番地
(代表者) 代表取締役 坂口 哲也

個人情報保護管理者

情報セキュリティ事務局 責任者

個人情報相談窓口

(担当部門) 情報セキュリティ事務局
(住所) 大阪府門真市大字門真1048番地
(電話番号) 06-6906-1187

お電話でのお問い合わせの受付時間は、平日9時～17時30分です。

(土日、祝祭日、年末年始、夏季休暇、GW期間は除きます。)

上記介護予防訪問入浴介護サービスについて、関係省令および自治体条例に基づき、重要な事項を説明いたしました。

22. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

事業者	所在地	大阪府門真市大字門真 1048 番地	
	法人名	パナソニック エイジフリー株式会社	
	代表者名	代表取締役 坂口 哲也	
事業所名		パナソニック エイジフリーケアセンター川崎ちとせ・訪問入浴	
所長			
説明者名		印	

上記の事業者から介護予防訪問入浴介護サービスについての重要事項の内容の説明を受け同意し、本書面を受領いたしました。

ご利用者 自署もしくは代筆 の場合は記名押印 ください	住所		
	氏名	印	
上記代理人 該当する欄に○を 付けてください	住所		
[]代筆者	氏名	続柄 (印)	
[]後見人			
[]立会人			

ご家族の 個人情報 使用同意 自署もしくは代 筆の場合は記名 押印ください	住所		
	ご家族の 代表者氏名	印	
	ご同意され るご家族の 氏名	続柄 ()	
		続柄 ()	
		続柄 ()	

他のご家族へのご連絡は、ご家族代表者からお願い致します。
※本書は2部ずつ作成し、双方で1部ずつ保管するものとします。